

# 1 手 帳

## 身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがある方に対し交付され、各種援助やサービスが利用しやすくなります。申請には医師の意見書等が必要になりますので、手続きについては窓口にてご相談ください。

○身体障がいの範囲 視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器若しくは肝臓機能の障がい、ぼうこう若しくは直腸・小腸の機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい

○等級 障がいの程度に応じて1級から6級までの等級があり、数字が小さいほど程度は重くなります。等級によって適用になるサービスの範囲が変わります。また、手帳の取得後、障がいの程度に変化があった場合は等級が変更になる場合があります(再認定)。

※視覚:1～6級、聴覚:2・3・4・6級、平衡:3・5級、音声言語:3・4級  
上肢・下肢:1～6級、体幹:1・2・3・5級、内部:1～4級

○窓口 障がい福祉課(18歳以上) 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課(18歳未満) 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112

## 療育手帳

発達に遅れのある方や、知的障がいのある方が各種援助やサービスを利用しやすくするためのものです。児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定を受け、対象となれば交付されます。申請時に調査書等の書類が必要になりますので、手続きについては窓口にてご相談ください。(注)調査書については市で聴き取りをして作成します。

○等級 長野県の場合はA1、A2、B1、B2に区分され、等級に応じて適用になるサービスの範囲が変わります。

○窓口 障がい福祉課(18歳以上) 電話 34-3212 FAX36-9119  
こども福祉課(18歳未満) 電話 33-4767 FAX36-9119  
西部福祉課 電話 92-3002 FAX92-7112